

ご存じですか？ 労働移動支援助成金

事業規模の縮小などに伴い離職を余儀なくされた従業員に対し、再就職の支援や、その受入れを行う事業主に助成金を支給します。

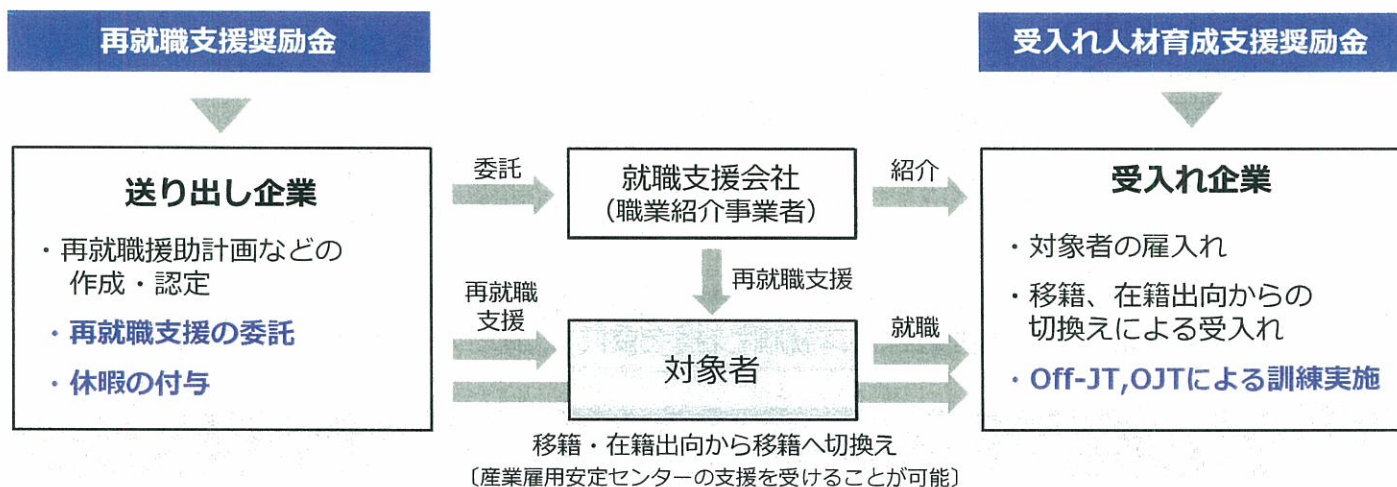
転職させる企業（送り出し企業）だけでなく、転職者を受け入れる企業（受入れ企業）にもメリットのある助成金です。離職を余儀なくされた労働者の雇用の安定のために、ぜひ、この助成金をご利用ください。

<助成金の内容>

労働移動支援助成金	助成内容
再就職支援奨励金	・ 離職する従業員の再就職支援を就職支援会社※に委託した場合に助成（再就職支援委託時と再就職実現時に支給） ・ 求職活動のための休暇を与えた場合に助成（再就職実現時に支給）
受入れ人材育成支援奨励金	再就職援助計画の対象者や移籍者、在籍出向からの移籍者などを受け入れ、訓練を行った場合に助成

※ この場合の就職支援会社とは、都道府県労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出した職業紹介事業者です。

<制度の概要>



詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。

「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042777.pdf>

「労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038714.pdf>

「離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038711.pdf>



再就職支援奨励金

<再就職支援>

(1) 支給額

就職支援会社に再就職の支援を委託した時と、再就職が実現した時に支給します。

	大企業	中小企業
再就職支援委託時	10万円※1	
再就職実現時※2	委託費用 _{※3} × 1/2 - 10万円 (委託費用 × 2/3 - 10万円)※4	委託費用 _{※3} × 2/3 - 10万円 (委託費用 × 4/5 - 10万円)※4

※1 支援委託時に支給申請が可能。ただし、実際に委託費用を支払っていることが支給の要件。
委託費用が20万円に満たない場合の支給額は、「委託費用×1/2」

※2 離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職が実現した場合

※3 下記(2)の訓練加算、グループワーク加算がある場合、委託費用は、「委託総額-訓練加算-グループワーク加算」

※4 ()内は、45歳以上の対象者の場合

(2) 上乗せ支給額

次の場合には、上乗せして支給します。

	大企業	中小企業
訓練加算	訓練の実施を委託した場合、 月6万円を上乗せ(上限3か月)	
グループワーク加算	3回以上のグループワークを実施した場合、 1万円を上乗せ	

※ 上記(1)(2)の支給申請(合計)は、

対象者1人当たり60万円、1年度1事業所につき500人分が上限です。

<休暇付与支援>

在職中から円滑な求職活動が行えるよう、休暇を付与した場合に支給します。

	大企業	中小企業	備考
休暇付与	4,000円/日	7,000円/日	対象者1人当たり90日分、 1年度1事業所につき500人分が上限

- ・再就職支援、休暇付与支援のどちらか一方でも支給申請できます。
- ・休暇付与支援は、就職支援会社に再就職支援を委託しなかった場合でも支給申請できます。

受入れ人材育成支援奨励金

転職者を受け入れ、訓練(Off-JT または Off-JT + OJT)を実施する場合に支給します。

<支給要件>

- ① 再就職援助計画などの対象者を離職日から1年以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れた
- ② 移籍により、移籍元事業主での離職日から6か月以内に、期間の定めのない労働者として受け入れた
- ③ 在籍出向から6か月以内に移籍に切り換えて、期間の定めのない労働者として受け入れた

Off-JT		
賃金助成	対象者 1 人 1 時間当たり800円	・ 上限： 1 人当たり1,200時間/年 ・ Off-JTの時間数：全体の 1 割以上
経費助成	訓練経費の実費相当額（上限30万円）	
OJT		
実施助成	対象者 1 人 1 時間当たり700円	・ 上限： 1 人当たり680時間/年 ・ OJTの時間数：全体の 9 割以下

※ 1年度1事業所当たり5,000万円が支給の上限です。